

留学を希望する皆さんへ

2019年5月17日版
早稲田大学本庄高等学院

目次

1. 留学を希望する皆さんへ.....	1
1.1. 巻頭挨拶.....	1
1.2. 留学の種類.....	2
1.3. 留学検討～決定までの流れ.....	2
1.4. 留学出発前の注意事項.....	5
1.5. 留学期間中の学費等の扱いについて.....	6
1.6. 国の就学支援金・都道府県等の自治体を実施する学費補助について.....	7
1.7. 留学期間中の注意事項.....	7
1.8. 帰国・復学手続.....	7
1.9. 復学・クラス編入について.....	7
2. 様式集.....	8
留学申込書.....	9
早稲田大学本庄高等学院 留学申込書 別添.....	11
留 学 願.....	13
月例報告書.....	15
復 学 願 兼 帰 国 届.....	17
早稲田大学本庄高等学院 留学報告書.....	19
3. 規約集.....	21
高等学院における在学中に海外留学をする生徒の取扱いに関する規程.....	22
早稲田大学本庄高等学院 留学に関する内規.....	24

1. 留学を希望する皆さんへ

1.1. 巻頭挨拶

巻頭挨拶

学院長 半田 亨

自分の歩んできた人生を振り返るとき、私には多くの後悔があります。その中の1つに、「留学しなかったこと」があります。私の高校・大学時代は今のよう「留学」という言葉が身近ではありませんでした。見知らぬ場所で学校生活を送ってみたい気持ちを持っていました。結果として、初動が鈍い自分の性格もあり、その機会を得ずに今までの人生を送ってきています。このことが現在、様々な場面で自分が感じる「引け目」につながっていることは否定できません。

私の学生時代から？十年経った現在、「留学」という言葉を日常的に耳にします。皆さんにとっても、海外へ観光・研修・短期留学で訪問することは、特に珍しいことではないでしょう。ご両親のお仕事の都合で、長く海外生活を体験した諸君も多いと思います。このような中での「留学」は私の学生時代の「留学」と、少々意味が異なります。キーワードは「多様性」です。以前の「留学」は、研究以外ではその国の文化や言語を知ることが目的でしたが、現在の「留学」はそれと同時に「より多様な世界に自分を置くこと」ができるようになっていきます。

皆さんの未来を考えると、国際化を避けた生活は考えられません。感受性が高く人格形成途上にある高校時代に、自らを多様な価値観の世界に放り込むことは、研究目的で行う大学時代の「留学」とは異なる、大きな意義があると言えます。本庄高等学院が、1種2種2つの留学制度を作り、留学を希望する諸君にできる限りの便宜を図ろうとしている理由もそこにあります。

とはいえ、留学には多額の経済的負担を伴うことはもちろんですが、危険や差別に直面したり、結果として大して得るものがなかったという後悔の可能性のあることを頭に入れておかななくてはなりません。留学を検討する際には、そのようなことがなく収穫の多い留学にするために、国、受け入れ校、宿舍、仲介する団体の検討を保護者の方と綿密に行うことが必要となります。留学先によっては、出発前までにその国の言語や習慣、文化などに習熟しておく必要があるかもしれません。このように、「留学先の選定」→「留学に向けた準備」→「留学中のイメージ」という一連の流れをしっかりとデザインしておくことが、より収穫の多い留学につながります。

留学を希望する場合には、1種2種を問わず、学院における勉強も頑張ってください。帰国後、第一志望の学部に進学し、大学生活、そして社会に出てからも、留学で得られた経験を活かしてほしいと思います。2種留学の条件である「成績 80 点」は帰国後本庄学院の授業についていけます、という保障のようなものですが、留学中の本庄学院で行われていた授業を帰国後に補講することはありません。帰国後に成績が下がって、留学が原因で第一志望に入れなかったというのでは本末転倒です。留学を志す際には、留學生活とともに帰国後の学習への覚悟がもとめられるのです。

1.2. 留学の種類

留学を希望する方は、本紙巻末「高等学院における在学中に海外留学をする生徒の取扱いに関する規程」、「早稲田大学本庄高等学院 留学に関する内規」を併せて確認してください。

留学には、以下の2種類があります。

第1種留学

- 復学時に原級留置を伴う留学。

第2種留学

- 所定の条件を満たした場合に限り、留学中の成果を本学院の単位（32単位以内）と認定して、復学時の原級留置を免除する留学。条件は「早稲田大学本庄高等学院 留学に関する内規」を確認すること。

なお、「規約」では、留学期間を6か月以上と定めていますが、本学院内規ではより厳しい9か月以上が必要としています。当初の留学期間を早めて帰国した場合や、留学期間が規定に満たない場合は、留学が取り消しになることや、留学種別が変更になること（2種⇒1種）があります。

1.3. 留学検討～決定までの流れ

※寮生は、退寮手続きについて、留学検討を開始した段階で契約会社に確認し、各自で手続きを行ってください。また、帰国（留学終了後）までの寮の部屋の確保はできません。

<全体の流れ>

No.	イベント・手続	期日	
		2学期終了後に 留学開始	3学期終了後に 留学開始
①	留学先の検討	随時	
②	『留学申込書』の提出	4月末日	9月末日
③	『留学願』および 『受入許可通知書』の提出	6月末日	11月末日
④	留学および留学種別の決定	7月中旬	12月中旬
⑤	留学	9月 - 翌年8月	1月 - 12月
⑥	帰国・復学手続	6月末日	10月
⑦	単位認定	9月	1月
⑧	単位認定料の支払い	9月 - 10月	1月 - 2月
⑨	復学	9月	1月

①留学先の検討

本学院に提携留学先（留学支援団体や教育機関含む）はありません。留学先は自身で見つけます。
留学種別（1種・2種）の決定は、出発直前になります。第2種留学を希望して留学支援団体や奨学金プログラムで採用された方は、第2種留学の要件を満たせなかったことによる留学の取り消しはできず、第1種留学になります。留学計画について十分に検討した上で、次の②『留学申込書』をご提出ください。

②『留学申込書』の提出

『留学申込書』を組主任へ提出してください。

③『留学願』および『受入許可通知書』の提出

留学先教育機関が決定したら、『留学願』および『受入許可通知書』を組主任へ提出してください。『受入許可通知書』は、留学先教育機関が発行するものです。留学支援団体を介した留学で、受入許可通知書が出発前に取得できない場合は、留学開始後2ヵ月以内に郵送でご提出ください。

④留学および留学種別の決定

学院内の会議体で、留学が決定されます。第2種留学を希望している場合、この時期に第2種で留学できるかどうか決定されます。

留学および留学種別の決定後、すみやかに本学院より留学の決定通知書を送付します。その際、出発前および帰国時の注意事項、学費等の取扱い、就学支援金、個人情報変更届提出の依頼等についてもお知らせいたします。

⑤留学

体調や安全に気を付けて、充実した時間を過ごしてください。第2種留学の方は、授業について不明な点等ありましたら、**CourseN@vi**を通じて、担当教員に連絡をとってください。

⑥帰国・復学手続

留学期間終了の2週間前に、復学に関する案内文書を送ります。書類に不足がある場合や規程に満たない場合、留学の取り消しや第2種留学から第1種留学へと変更になることがあります。

⑦単位認定



第2種留学の場合、復学手続時に提出される書類をもとに、単位認定判定が行われます。理系コースを履修する場合は、数学・理科（物理・化学）確認テストがあります。

⑧単位認定料の支払い



第2種留学で単位認定された方には、そのお知らせとともに、単位認定料の支払い依頼の文書を郵送にてお送りします。期日までの振込をお願いいたします。

⑨復学

事務所より、編入クラス情報、行事予定表や学院生活のしおり、当面の予定等を受け取り、確認してください。特に、教科書類に不足がないか確認してください。

1.4. 留学出発前の注意事項

- ① 「生徒証」を留学中に紛失しないよう十分注意してください。
- ② 学院や寮に私物を置いていかないでください。
- ③ 留学期間中も、MyWaseda (CourseN@vi 含む) を利用して各種手続きの連絡をします。必ず定期的に確認してください。
- ④ 留学期間中の本学院での授業の進捗等について、確認や相談がある場合は、CourseN@vi を通じて各授業の担当者に連絡しておいてください。
- ⑤ 早稲田大学では、教職員・学生を出張や留学、課外活動等で海外に派遣する際の渡航制限について、全学的に統一された基準として以下を定め、2017年1月より運用しています。渡航制限基準を確認し、必要な手続きを行ってください。

渡航制限基準

•海外渡航にあたり、日本国外務省の発出する海外安全情報のうち、危険情報・感染症危険情報のいずれかが、レベル3以上の地域への渡航は原則として認められません。また、レベル2以上の地域への渡航にあたっては、渡航理由を明確にした上で大学の承認を受けることが海外渡航の条件となります。なお、海外で紛争・事件・事故・感染症が発生した場合、国際部長の判断により当該地域に派遣されている教職員・学生の安否確認を行います。

在留登録について

•海外に渡航している、もしくは新たに渡航する場合は、緊急時に備え必ず外務省が実施している「たびレジ」（滞在が3ヶ月以上の場合は在留届）に登録してください。「たびレジ」については、「簡易登録」を行うことで、海外渡航者以外であっても、メールアドレスと国・地域を指定するだけで、対象国・地域の最新海外安全情報メール、在外公館が発出する緊急一斉通報を入手できるようになります。また、「海外安全アプリ」を使えば簡単に世界各地の治安情勢や現地の緊急連絡先を閲覧できます。外務省安全情報ウェブサイトのほか、これらの手段を活用して、最新の治安・テロ情勢等の関連情報を入手し、安全の確保に十分ご注意ください。

1.5. 留学期間中の学費等の扱いについて

- ① 登録の学費引落口座から、振替を行いますので、留学期間中も本学に登録されている口座の残高をご確認ください。
- ② 留学期間中は授業料・教育環境整備費・実験実習料等は免除されますが、春学期・秋学期それぞれ在籍料（50,000 円）の納入が必要です。
- ③ 留学開始、復学手続、および学費引落処理の日程の都合上、引落後に精算（返金もしくは再徴収）となる場合もありますので、ご了承ください。
- ④ 学費・実験実習料・諸会費は改定されることがあります。
- ⑤ 単位認定料の納入については、帰国後に案内いたします。

学費の計算例

1. 第1種留学（2年生秋出発）の場合 2018年度例

	学籍状態→	通常在籍期間	←留学期間→		通常在籍期間 ※第2学年へ編入	
	学費↓	出発年度年度春学期	出発年度秋学期	翌年度度春学期	翌年度秋学期	
学費	在籍料(留学期のみ)		50,000	50,000		以降、在籍学年に応じて納入いただきます。
	授業料	366,000	免除	免除	366,000	
	教育環境整備費	114,000	免除	免除	114,000	
	実験実習料	5,150	免除	免除	5,150	
諸会費	生徒会費	10,000			免除	
	日本スポーツ振興センター共済掛金	1,500		1,500		
	生徒共済費	5,000		5,000		
	合計	501,650	50,000	56,500	485,150	

2. 第2種留学（2年生秋出発）の場合 2018年度例

	学籍状態→	通常在籍期間	←留学期間→		単位認定時	通常在籍期間 ※第3学年へ編入
	学費↓	出発年度年度春学期	出発年度秋学期	翌年度度春学期	翌年度秋学期	翌年度秋学期
	在籍料(留学期のみ)		50,000	50,000		
	単位認定料(認定時のみ)				100,000	
学費	授業料	366,000	免除	免除		384,000
	教育環境整備費	114,000	免除	免除		114,000
	実験実習料	5,150	免除	免除		5,150
諸会費	生徒会費	10,000				免除
	日本スポーツ振興センター共済掛金	1,500		1,500		
	生徒共済費	5,000		5,000		
	合計	501,650	50,000	56,500	100,000	503,150

上記は一例です。留学が決定しましたら、事務所より学費の詳細についてお知らせをいたします。

1.6. 国の就学支援金・都道府県等の自治体を実施する学費補助について

- ①留学期間中は就学支援金の受給対象となりません。なお、復学後、手続きを行うことで受給は再開されます。受給期間は、日本国内の高等学校在籍期間36か月を超えない範囲となります（たとえば、第2種留学を行った方が、日本国内の高等学校在籍期間を24か月で卒業した場合、第2種留学期間の12か月分は支給対象になりません）。
- ②自治体実施の学費補助については、実施自治体の規約等に拠ります。

1.7. 留学期間中の注意事項

- ① 留学期間中も、本学院から MyWaseda (CourseN@vi 含む) を利用して各種手続き等の連絡をしますの
で、必ず確認してください。特に、第2種留学中の2年生は、次年度の選択科目や卒業論文のテーマ登
録などの手続きがあり、留学していても他の生徒と同時期に行います。
- ② 留学期間中の転居（ホストファミリーの変更を含む）により、居所が変わった場合は、都度「個人情報
変更届」を事務所に提出してください（保護者の捺印の上郵送）。
- ③ 【第2種留学者のみ】授業進度等、留学中の本学院の授業進度について確認したい場合や卒論担当者と
連絡を取りたい場合は、CourseN@vi を通じて科目担当教員に連絡してください。

1.8. 帰国・復学手続

帰国日が決まったら、「新学期の予定」を組主任の先生に確認してください。また、休暇中の課題（留学生が対応すべき課題）があるかどうか、CourseN@vi を通じて科目担当教員に確認してください。

帰国後、復学する学期が始まる2週間前に次の書類を事務所へ提出してください。★郵送は不可

- ① 「復学願兼帰国届」（学校所定用紙）＜要捺印＞
- ② 「報告書」（学校所定用紙）
- ③ 成績・在籍期間証明書

※ 留学先教育機関が発行するもの。在学期間が明記されていることが必要。成績証明書に在籍期間が記載されていない場合は、別途在籍期間を証明する書類を取得すること（コピー可）。

- ・複数の学校に在籍していた場合は、全ての機関からの証明書が必要です。
- ・原則として証明書は英文のものを提出してください。

1.9. 復学・クラス編入について

【第1種留学】

留学出発時の学年に原級編入します。クラスは年度初めに決定されており、変更はできません。

【第2種留学】

復学手続時に提出された書類をもとに単位認定判定を行います。単位認定された場合、単位認定料を納める必要があります。なお、出席日数が所定の日数に満たない場合等は、帰国後に留学が取り消し（休学扱い）となることや、第1種留学となることがあります。

編入時に理系コースを履修する場合は、確認テスト数学・理科（物理・化学分野）を受ける必要があります。クラスは年度初めに決定されており、変更はできません。

2. 様式集

<留学規定>2016年5月12日の定例教諭会承認「早稲田大学本庄高等学院留学に関する内規（2017年4月6日一部改訂）」より一部抜粋

（留学の条件）

第6条 第2種留学は、留学の開始時期によって、次の条件を満たさなければならない。

1. 第1学年1学期終了後から2学期開始までの間（第5条6）に開始する場合は、当該年度1学期の平均点が80点以上であり、かつ49点以下の科目がないこと。
2. 第1学年2学期終了後から3学期開始までの間（第5条7）に開始する場合は、当該年度1・2学期の平均点が80点以上であり、かつ平均点が49点以下の科目がないこと。
3. 第2学年1学期終了後から2学期開始までの間（第5条8）に開始する場合は、第1学年次の平均点が80点以上であり、かつ49点以下の科目がないこと。また、当該年度1学期の平均点が80点以上であり、かつ49点以下の科目がないこと。

また、留学の申請は以下のように定められている。

（申請）

第8条 留学をしようとする場合、次の手順を踏んで、必要となる書類を教務へ提出しなければならない。

1. 組主任に相談した後、教務へ申し出る。
2. 留学支援団体等への応募に必要な書類を請求する。
3. 留学支援団体等に応募する。
4. 留学決定後、速やかに所定の「留学願」を教務へ提出する。
5. 留学先となる外国の高等学校もしくはこれに相当する後期中等教育機関が発行する入学許可証、受入書等を教務へ提出する。ただし、留学支援団体を介しての留学の場合、留学先からの書類は後日でも構わない。

早稲田大学本庄高等学院 留学申込書 別添

提出日 _____年____月____日

氏名 _____ 希望留学種別 第 _____種 学年（申請時） _____年

留学予定期間 _____年____月 ~ _____年____月

1. 留学の目的（挑戦したい具体的な活動やゴール、将来の進路へのつながりなどできるだけ詳しく記すこと）

--

2. 留学希望先と留学支援団体等

【注意事項】

1. 留学支援団体や奨学金プログラムを利用する場合は、希望順に以下に記してください。
2. 学院が発行する必要書類がある場合は、その用紙またはその書類についての詳細も添付してください。
また、締め切りの2週間前までには本用紙を提出してください。
3. 学校名は未定でも構いません。

第一希望	
申請予定機関名：	
滞在国：	授業で使用される言語：
学校名：	（ _____ 立）
申請期間：	
学院が発行する必要書類：	✓切：
学院が発行する必要書類：	✓切：
学院が発行する必要書類：	✓切：

第二希望	
申請予定機関名：	
滞在国：	授業で使用される言語：
学校名：	（ _____ 立）
申請期間：	
学院が発行する必要書類：	✓切：
学院が発行する必要書類：	✓切：
学院が発行する必要書類：	✓切：

留 学 願

年 月 日 提出

早稲田大学本庄高等学院長 殿

本人 学籍番号 6 S _____

第 _____ 学年 _____ 組 _____ 番

氏 名 _____ 印

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住 所 〒 _____

電 話 (_____) _____

保護者 氏 名 _____ 印

住 所 〒 _____

電 話 (_____) _____

私は、下記により留学をいたしたく、別添の証明書類を提出いたしますので、ご許可願います。

記

1. 留学先 (国名および高校・機関名)

2. 留学先授業期間： _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日

本庄高等学院授業欠席開始予定日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

本庄高等学院復学（授業開始）予定日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

3. 留学費支出箇所（保護者、政府・団体・奨学金名等を記入すること。）

学院長	教 務 主 任			組主任	事務長	担当者	教諭会承認日
	教 務		生 徒				

_____ 年 _____ 月 _____ 日 保証人（保護者）宛通知済

月例報告書

第2種留学生者 氏名 _____

年 月

学習目標、主な授業内容、学習達成度	学校生活外での目標・経験・達成

年 月

学習目標、主な授業内容、学習達成度	学校生活外での目標、経験、達成

提出について： 2ヵ月分をまとめて翌月の15日までに提出してください。(例：1・2月分 → 3月15日まで)

留学生用のコースナビに提出してください。

復 学 願 兼 帰 国 届

年 月 日 提出

早稲田大学本庄高等学院長 殿

本 人 学籍番号 S _____ 第 _____ 学年 _____ 組 _____ 番

氏 名 _____ 印

生年月日 _____年_____月_____日

住 所 〒 _____

電 話 (_____) _____

保護者 氏 名 _____ 印

住 所 〒 _____

電 話 (_____) _____

私は、下記により留学を終了し、帰国いたしましたので*別添の証明書を添付のうえ報告します。つきましては、下記期日より復学いたしたくお願いいたします。

記

1. 留学先 (国名および高校・機関名)

2. 留学先授業期間：_____年 _____月 _____日 ~ _____年 _____月 _____日

本庄高等学院復学（授業開始）予定日：_____年 _____月 _____日

学院長	教 務	主 任	組主任	事務長	担当者	教諭会承認日
	教 務	生 徒				

* (備考) 添付書類：

留学先の高等学校等が発行する、在学期間または在籍期間が明記された成績証明書【英文】(コピー可)

(在学または在籍証明書と成績証明書とが別の場合は、両方を提出する)

(履修科目が明記されたものであること)

早稲田大学本庄高等学院 留学報告書

提出日 _____年____月____日

氏名 _____ 留学種別 第 _____ 種 学年（復学時） _____ 年

留学期間 _____年____月 ~ _____年____月

1. 留学先 滞在国 _____

学校名 _____ (_____ 立)

授業の主言語 _____ 語 コース・専攻など（特にあれば記す） _____

2. 留学準備 （選択肢は、いずれかを囲むこと）

学院在学中の留学の検討開始 : 中学校まで / 学院入学直後 / 1年次夏まで / 1年次終了の前後

学院在学中の留学の決定 : 中学校まで / 学院入学直後 / 1年次夏まで / 1年次終了の前後

留学支援団体や奨学金の利用 : 有 (_____) / 無

留学の主な目的（できるだけ詳しく記すこと）

3. 学習状況 （学院と比べて異なっていた特徴、特に良かった点や困った点を記すこと）

カリキュラム	授業のスタイル
予習・復習の方法	試験・レポート

4. 学習環境・施設 （学院と比べて異なっていた特徴、特に良かった点や困った点を記すこと）

図書館	運動施設
保健施設・クリニック	課外活動（学内・外で参加した活動のようす）
教員との距離・接し方	学習支援体制

5. 滞在先 （特に良かった点や困った点を記すこと）

ホストファミリー・寮	地域の交通・治安
------------	----------

6. 語学

〔留学前〕 語学試験での取得得点・級 （言語が複数ある場合、2つまで）

試験名： _____ 点・級： _____ 試験名： _____ 点・級： _____

語学能力向上のために特に準備したこと

〔留学中〕 現地生活開始当初の語学について、1) ほぼ困らなかった、2) 少し困った、3) かなり困った、
4) ほぼ分からなかった、のいずれかを選び、困難解消までのおおよその期間を記すこと

日常会話	1 / 2 / 3 / 4	_____ヶ月くらい
授業内容の理解 (Listening)	1 / 2 / 3 / 4	_____ヶ月くらい
授業中の発言やグループワーク (Speaking)	1 / 2 / 3 / 4	_____ヶ月くらい
テキスト・資料の読解 (Reading)	1 / 2 / 3 / 4	_____ヶ月くらい
提出レポートの執筆・作成 (Writing)	1 / 2 / 3 / 4	_____ヶ月くらい

語学能力向上のために努力したこと、工夫して対応したこと

〔留学後〕 留学後半や帰国後に受けた試験があれば、取得得点・級 （言語が複数ある場合、2つまで）

試験名： _____ 点・級： _____ 試験名： _____ 点・級： _____

7. 留学を振り返って

留学の成果（表面「主な目的」と関連付けて記すこと。印象的なできごと、見出した課題にもふれること）

学院への復学へ向けて行った学習準備

留学による進路・学部志望などの変化（「特になし」「分からない」「～が強まった」などでもよい）

これから留学を希望・検討している学院生に伝えたいこと

3. 規約集

高等学院における在学中に海外留学をする生徒の取扱いに関する規程

(2016年4月8日規約第16—6号の4)

《所管：教育企画課長》

改正 2016年12月14日規約第16—50号の2 2017年6月9日規約第17—8号の10

(規程の制定)

第1条 海外に留学する高等学院の生徒（以下「留学生」という。）の取扱いは、別に定める場合を除きこの規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「留学」とは、生徒が学院長の許可を得て、外国の高等学校またはこれに相当する機関に6月以上在学し、教育を受けるものをいう。

2 この規程において「高等学院」とは、早稲田大学高等学院または早稲田大学本庄高等学院をいう。

3 この規程において「学院長」とは、早稲田大学高等学院にあっては高等学院長、早稲田大学本庄高等学院にあっては本庄高等学院長をいう。

(留学に必要な手続き)

第3条 留学をしようとする者には、あらかじめ次の各号に掲げる書類を提出させたいえ、学院長が許可を与える。

一 高等学院所定の留学願

二 留学先となる外国の高等学校またはこれに相当する教育機関（以下「高等学校等」という。）が発行する入学許可証または受入書等

2 留学を終えた者には、次の各号に掲げる書類を帰国後速やかに提出させる。

一 高等学院所定の帰国届

二 留学先の高等学校等が発行する在学期間または在籍期間を明記した証明書

(留学期間)

第4条 在学中に留学できる回数は、1人につき1回に限る。

2 在学中に留学できる期間は、原則として1年以内とする。

3 前項の規定にかかわらず、外国の高等学校等との学術交流協定に基づく交換留学生（以下「交換留学生」という。）の留学期間は、それぞれの協定の定めるところによる。

(在学年数の取扱い)

第5条 外国の高等学校等との学術交流協定に基づく留学については、あらかじめ学院長が定めるところに従い、留学期間の全部または一部を在学年数に算入する。

2 前項に定める場合のほか、学院長が、留学先の高等学校等において修得した単位数、その修得に要した期間およびその他を勘案して高等学院における教育課程の一部を履修したと認めた場合は、留学期間のうち1年を上限として、在学年数に算入することができる。

(留学期間前後の学習期間)

第6条 高等学院における留学前後の学習期間は、可能な限りこれを通算して、単位を修得できるよう取り計らうものとする。

(留学期間中の学費)

第7条 留学の場合における、授業料、教育環境整備費および実験実習料（以下「授業料等」という。）の取扱いは、別表のとおりとする。

2 前項の規定により授業料等が免除された者は、授業料等が免除される期ごとに、在籍料として5万円を高等学院に納めなければならない。

3 早稲田大学高等学院学則（1949年4月1日示達。以下「高等学院学則」という。）第41条および早稲田大学本庄高等学院学則（1982年2月15日教務達第13号。以下「本庄高等学院学則」という。）第34条の規定は、在籍料について準用する。

（留学許可の取消し）

第8条 留学を許可した者について、留学生として不適當であると認められる事情が生じた場合は、学院長は、留学の許可を取消することができる。

2 前項の規定により留学の許可を取消した場合は、前条の規定を適用しない。

（単位認定および単位認定料）

第9条 学院長は、教育上有益と認めるときは、高等学院学則第36条または本庄高等学院学則第21条の規定に基づき、外国の高等学校等に留学して修得した単位を高等学院の授業科目の履修によって修得したものとみなすことができる。

2 前項の場合において、第5条の規定により留学期間を在学年数に算入された者であつて、第7条第1項の規定により授業料等が免除された者は、単位認定料を高等学院に納めなければならない。

3 前項の単位認定料の額は、留学期間にかかわらず10万円とする。

4 高等学院が指定した日までに単位認定料を納めない場合は、第5条の規定による留学期間を高等学院の在学年数に算入せず、第1項に定める単位認定を行わない。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則〔整理〕（2016年12月14日規約第16—50号の2）

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則〔整理〕（2017年6月9日規約第17—8号の10）

この規則は、2017年6月1日から施行する。

別表（第7条関係）

	授業料等
留学生（交換留学生を除く）	免除
交換留学生	留学先の高等学校等との学術交流協定の定めるところによる

早稲田大学本庄高等学院 留学に関する内規

(主旨・目的)

第1条 この規程は、海外への留学を希望する本庄高等学院（以下、「本学院」という）の生徒に、その機会を与えるための制度を定め、かつその手続等について細目を定めることを目的とする。

なお、留学により、本学院の生徒が多様な異文化体験を通して複眼的思考を獲得し、復学後、日常生活および学校生活においてより一層の活躍に結びつけてくれるものと期待される。

本内規に定めない項目は、本庄高等学院学則及び高等学院における在学中に海外留学をする生徒の取り扱いに関する規定の定めるところによる。

(留学の定義)

第2条 この規程において「留学」とは次の項目に該当するものをいう。

1. 外国の高等学校またはこれに相当する後期中等教育機関に在学すること。
2. 1学校年度の間（10ヶ月から12ヶ月）前項に規定する教育機関連続して在学し、教育を受けるもの。

(留学の種類)

第3条 留学には、第1種留学と第2種留学の2種類を定める

1. 第1種留学

復学時に原級留置を伴う留学。

2. 第2種留学

一定の条件を満たした場合、留学中の成果を本学院の単位修得（32単位以内）とみなし、復学時に原級留置を伴わない留学。

(回数)

第4条 留学は在学中に1回のみとする。

(開始時期)

第5条 留学の開始時期は、次の通りとする。なお、学期の終了は終業式を、学期の開始は始業式を指すものとする。

第1種留学

1. 第1学年1学期終了後から2学期開始までの間
2. 第1学年2学期終了後から3学期開始までの間
3. 第1学年3学期終了後から第2学年1学期開始までの間
4. 第2学年1学期終了後から2学期開始までの間
5. 第2学年2学期終了後から3学期開始までの間
6. 第3学年1学期終了後から2学期開始までの間

第2種留学

7. 第1学年1学期終了後から2学期開始までの間
8. 第1学年2学期終了後から3学期開始までの間
9. 第2学年1学期終了後から2学期開始までの間

(留学の条件)

第6条 第2種留学は、留学の開始時期によって、次の条件を満たさなければならない。

1. 第1学年1学期終了後から2学期開始までの間(第5条6)に開始する場合は、当該年度1学期の平均点が80点以上であり、かつ49点以下の科目がないこと。
2. 第1学年2学期終了後から3学期開始までの間(第5条7)に開始する場合は、当該年度1・2学期の平均点が80点以上であり、かつ平均点で49点以下の科目がないこと。
3. 第2学年1学期終了後から2学期開始までの間(第5条8)に開始する場合は、第1学年次の平均点が80点以上であり、かつ49点以下の科目がないこと。また、当該年度1学期の平均点が80点以上であり、かつ49点以下の科目がないこと。

(留学中の授業料等)

第7条 留学期間中の授業料等の扱いについては、留学をする生徒の取り扱い第7条の通りとする。

(申請)

第8条 留学をしようとする場合、次の手順を踏んで、必要となる書類を別途定める期限までに教務へ提出しなければならない。

1. 組主任に相談した後、所定様式「留学希望申込書」を提出する。
2. 留学先となる外国の高等学校もしくはこれに相当する後期中等教育機関が決定後、速やかに所定様式「留学願」を教務へ提出する。
3. 留学先となる外国の高等学校もしくはこれに相当する後期中等教育機関が発行する入学許可証、受入書等を教務へ提出する。ただし、留学支援団体を介しての留学で、当該書類が留学開始前に取得できない場合は、留学開始後、2か月以内に提出すること。

(許可)

第9条 前条に定める提出書類に基づいて、教諭会での承認を経て、学院長が許可を決定する。

(報告)

第10条 留学中および留学終了後の定められた時期に所定の報告書を教務に提出しなければならない。

(留学終了後の提出書類)

第11条 留学終了後、速やかに次の書類を教務に提出しなければならない。

1. 所定「帰国願兼帰国届」
2. 所定の報告書
3. 留学先の高等学校等が発行する、在学期間または在籍期間が明記された証明書、および成績証明書

(留学中の単位の認定)

第12条 第2種留学においては、前条に定める書類に基づいて、教科主任会において審査の上、留学先の高等学校等での履修を本学院における履修とみなし、32単位の範囲内で単位の修得を学院長が認定する。ただし、認定の対象となるのは、留学を開始した年度の単位とする。なお、単位認定において、評定はつけない。

(留学終了後の学力試験)

第13条 第2種留学の内、理系コースを履修する生徒は、留学終了後に次に定める学力試験（以下、「確認試験」という）を受けなければならない。

教 科：数学・理科（物理分野・化学分野のみ）

試験範囲：留学中に本学院で学習する範囲

実施時期・実施方法：別途定める

(進級・進学の実績の扱い)

第14条 進級・進学に用いる実績の扱いについて、次の通り定める。

1. 第1種留学

進級・進学基準内規の定めに従う。

2. 第2種留学

① 留学の開始時期が第1学年1学期終了後から2学期開始までの間（第5条6）の場合は、1学期の実績を留学を開始した年度の学年実績として扱う。復学後は、当該年度の2・3学期の実績の平均を復学した年度の学年実績として扱う。ただし、復学後に理系コースを履修する場合は、2・3学期の実績に、確認試験の実績も加えて学年実績を算出する。理系学部・学科への進学に必要な単位修得に関しても、確認試験の結果を含んだ実績を用いて判断する。

② 留学の開始時期が第1学年2学期終了後から3学期開始までの間（第5条7）の場合は、1・2学期の実績の平均点を留学を開始した年度の学年実績として扱う。復学後は、当該年度の3学期の実績を復学した年度の学年実績とする。ただし、復学後に理系コースを履修する場合は、3学期の実績に、確認試験の実績も加えて学年実績を算出することとする。理系学部・学科への進学に必要な単位修得に関しても、確認試験の結果を含んだ実績を用いて判断する。

③ 留学の開始時期が第2学年1学期終了後から2学期開始までの間（第5条8）の場合は、1学期の実績を留学を開始した年度の学年実績として扱う。復学後は、当該年度の2学期および3学期の実績の平均点を留学から戻った年度の学年実績として扱う。ただし、復学後に理系コースを履修する場合は、2学期の実績に、確認試験の実績も加えて学年実績を算出する。理系学部・学科への進学に必要な単位修得に関しても、確認試験の結果を含んだ実績を用いて判断する（復学後に文系コースへ変更した場合、確認試験を受験する必要はない）。

(進級・卒業判定時の欠席数の扱い)

第15条 第2種留学においては、本学院に通学する2年間を通じての欠席が20日以上の場合、判定を要する者として扱う。

(附則)

1. 本内規に定めのない事項が生じた場合は、教諭会において協議する。

2. 本内規は2017年4月1日から施行する。

(2016年5月12日教諭会決定)

(2017年4月6日教諭会改訂)

(2019年5月9日教諭会改訂)